平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率のポイント

- 健全化判断比率の4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)は、県内全市町村で「早期健全化基準」を下回る比率
- 経常収支比率が過去最高を記録する厳しい財政状況の中で、財政の健全化を推進してきた結果、実質公債費比率、将来負担比率とも県内市町村平均は前年度より低下
- 〇 資金不足比率についても、県内全市町村の全会計で「経営健全化基準」を下回る 比率

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の公表について】

- ・ 平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)」が公布され、平成20年度(平成19年度決算)から、地方公共団体は、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。
- ・ 平成21年度(平成20年度決算)からは、早期健全化基準・財政再生基準及び経営健全化基準 の適用により、基準を上回った地方公共団体においては、それぞれ法に基づくスキームに従 って財政健全化、経営健全化を図ることが義務付けられている。
- ・ 財政指標の公表については、国では決算統計速報値と併せた財政指標暫定値の公表、決算統 計確報値と併せた財政指標確定値の公表と、2段階での公表を行うこととしており、神奈川県 内の市町村に関する財政指標についても、国の公表に併せて行うこととした。

【市町村早期健全化基準等】(以下ア・イ・ウの記載内容は本年度(平成20年度決算)から適用)

(1) 早期健全化基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければならない。
- ・「財政健全化計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決 を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、知事及び総務大臣に報告するほ か、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、市町村から報告を受けた「財政健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

(2) 財政再生基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、 「財政再生計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政再生計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決 を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、総務大臣に報告するほか、毎 年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。(国の公表義務は 「財政健全化計画」と同様)
- ・ なお、財政再生団体は、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を 除き、地方債の起債ができなくなる。

ただし、「財政再生計画」が総務大臣の同意を得た場合は、財政再生団体は、再生振替特例債を総務大臣の許可を受け発行することができる。

【健全化判断比率】

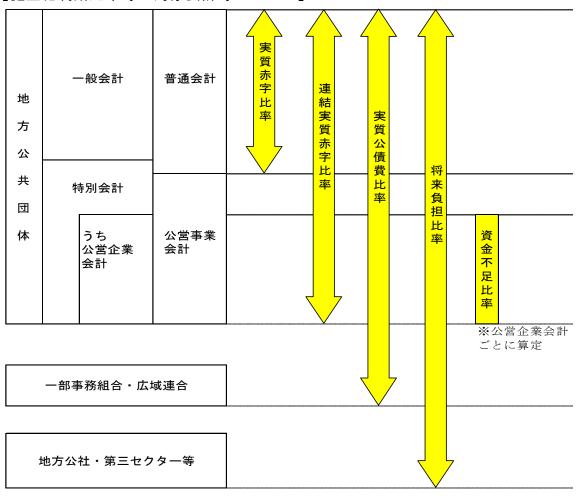
区	分	早期健全化基準	財政再生基準	〈参考〉地方債許可制移行基準
実 質比	赤 字 率	各団体の標準財政規模 に応じて 11.25%~ 15.00%	20.0%	各団体の標準財政規模 に応じて2.5%~10.0%
連結赤字	実 質比 率	各団体の標準財政規模 に応じて 16.25%~ 20.00%	40.0%※	-
実質 2	公債費 率	25.0%	35.0%	18.0%
将 来比	負 担 率	350% (政令指定都市は 400 %)	_	_

[※] 連結実質赤字比率の財政再生基準は、法本則の規定は30.0%であるが、経過措置により、平成20年度及び 21年度決算は40.0%、平成22年度決算は35.0%が適用される。

(3) 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

- ・ 資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。
- ・「経営健全化計画」について、公営企業は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議 決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、そ の実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、公営企業から報告を受けた「経営健全化計画」及びその実施状況を公 表しなければならない。

【健全化判断比率等の対象会計等について】



3 県内市町村の概況

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があるもの。

県内市町村においては、前年度に引き続き、実質収支において赤字を計上した市町村がないため、実質赤字比率計上団体はない。

イ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

県内市町村においては、前年度に引き続き、公営企業等も含めた連結ベースにおいて も、赤字を計上した市町村がないため、連結実質赤字比率計上団体はない。

ウ 実質公債費比率

地方公共団体の財政規模、いわば"身の丈"に見合った借金の返済額となっているかを 判断する指標であり、18.0%以上となると起債にあたって知事(政令指定都市は総務大臣) の許可が必要となり、25.0%以上となると一部の起債発行が制限されることとなる。

県内市町村の状況を見ると、県内では最も比率が高い横浜市が起債許可基準を超える20.2%となっているほかは、他の市町村においては起債許可基準を超える比率を計上した団体はないことから、県内市町村で早期健全化基準を超える比率を計上した団体はないこととなる。

対前年度比較では、10団体で比率が増加したものの、20団体で減少したが、全体的な傾向としては、財政健全化に向けた取組が進み、地方債現在高、公営企業債の現在高の減少が進んだことなどにより、県内市町村平均は8.5%と、対前年比▲0.3ポイント減少した。

工 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)の、標準財政規模等に対する比率であり、これらの負債が今後の財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

県内市町村の状況を見ると、最も比率が高い横浜市が261.1%、次いで真鶴町が182.9%であるが、県内市町村において、早期健全化基準を超える比率を計上した団体はない。

なお、基金などの充当可能財源等が将来負担額を超えたため、将来負担比率が計上されなかった団体が3団体(海老名市、愛川町、清川村)ある。

対前年度比較では、8団体で比率が増加したものの、22団体で減少したが、財政健全化に向けた取組が進み、地方債現在高、公営企業債の現在高が減少するとともに、定数削減により人件費に係る将来負担額も減少する一方、財政調整基金残高も増加していることなどにより、県内市町村平均は96.1%と、対前年比▲5.9ポイント減少した。

(2) 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率であり、これが生じた場合には、早期の資金不足解消に向けた取組みが必要となるもの。

平成20年度決算においては、昨年度に引き続き、三浦市の病院事業会計で資金不足が生じたが、経営の効率化に取り組むとともに公立病院特例債を活用したことなどにより、前年度より比率が低下し、経営健全化基準は下回った。

その結果、県内市町村で経営健全化基準を超える比率を計上した公営企業会計はない。

4 暫定値公表以降の比率の異動

健全化判断比率等の暫定値(平成21年9月4日時点)公表(同月30日)以降、異動があった比率及びその理由については、以下のとおりである。

市町村名	比率名	確定値	暫定値	異動の理由
真鶴町	実質公債費比率	11.7%	12.3%	交付税算入公債費の精査に伴う
	将来負担比率	182.9%	179.7%	関係数値修正による異動

なお、上記異動等に伴い平均も次のように異動している。

比率名	平均名	確定値	暫定値
実質公債費比率	市町村平均 (除政令市)	7.3%	7.6%
	全市町村平均	8.0%	8.7%
将来負担比率	町村平均	91.8%	91.5%
	市町村平均 (除政令市)	81.8%	84.3%
	全市町村平均	89.5%	98.4%

【平成20年度決算に基づく健全化判断比率等(確定値)一覧表】

(単位:%)

	実質赤	字比率	連結実質	赤字比率	実質公債	責費比率	将来負	担比率	資金	不足比	率
市町村名	平成20 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成19 年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	会計数(名)	平成20 年度	平成19 年度
⊭ 汇 士		十尺	十段		順位	順位	順位	順位	스10스키	十段	十尺
横浜市川崎市				_	20. 2 ① 15. 6 ②	20. 6 ① 16. 3 ②	261. 1 ① 133. 9 ⑤	292. 7 ① 147. 3 ④	全12会計 全9会計		
政令市平均	_	_		_	17. 9	18. 4	197. 5	220. 0	主の云印		
横須賀市	_	_		_	5. 2 24	5. 4 23	83. 2 16	96. 2 13	全3会計	_	_
平塚市	_	_	_	_	5. 1 25	5. 6 21	16. 5 29	28. 9 28	全4会計	_	_
鎌倉市	_	_	_	_	3. 8 29	4. 3 29	56. 0 22	67. 2 21	全1会計	_	_
藤沢市	_	_	_	_	8. 4 (15)	9. 6 (13)	45. 7 24	46. 4 25	全3会計	_	_
小田原市	_	_	_	_	12.6 ⑤	12. 9 ⑤	90. 2 4	115. 8 8	全5会計	_	_
茅ヶ崎市	_	_	_	_	4. 6 27	4. 7 27	18. 1 28	25. 3 29	全2会計	_	_
逗子市	_	_	_	_	4. 4 28	4. 4 28	84. 8 15	100. 3 12	全1会計	_	_
相模原市	_	_	_	_	5. 0 26	4. 8 26	41. 8 26	33. 1 26	全3会計	_	-
									病院事業会計	11. 9	26. 5
三浦市	_	-	_	-	8.3 16	8. 4 16	163. 7 ③	146.8 5	他3会計	_	_
秦野市	_	_	_	_	7.2 17	8. 2 17	77. 5 17	87.9 16	全2会計	_	_
厚木市	_	_	_	_	5. 7 21	5. 7 20	55. 8 23	63. 5 23	全2会計	-	-
大 和 市	-	_	_	_	8.7 14	10.0	58. 3 21	63. 5 22	全2会計	-	_
伊勢原市	1	_	_	-	6. 1 19	7.2 19	94. 7 📵	84. 5 18	全1会計	1	_
海老名市	_	_	_	_	2.7 30	3. 2 31			全1会計	_	_
座間市	_	_	_	_	9.3 12	9.4 14	70. 2 19	75. 7 19	全2会計	_	_
南足柄市	_	_	_	_	5. 7 22	5. 1 25	118.5 8	87.3 17	全2会計	_	_
綾瀬市	_	_	_	_	10.5 9	9.7 12	112.3 10	91. 1 15	全1会計	_	_
都市平均	-	_	_	_	6.7	7.0	74. 2	75.8		11. 9	26. 5
葉山町	_	_	_	_	2. 1 31	1.9 32	4.7 30	4.9 30	全1会計	_	_
寒川町	_	_	_	_	5.4 23	5. 2 24	74.4 18	72.5 20	全1会計	_	_
大 磯 町	_	_	_	_	11.4 8	11.4 6	126. 5 6	122. 3 ⑦	全1会計	_	_
二宮町	_	_	_	_	5.8 20	5. 6 22	123. 4 ⑦	92.6 14	全1会計	_	_
中井町	_	_		_	13.1 4	12.9 4	43.0 25	58.6 24	全2会計	_	_
大 井 町	_	_	_	_	6.9 18	7.6 18	19. 1 27	30.3 27	全2会計	_	_
松田町	_	_	_	_	9.0 🗓	8.5 15	105.0 ①	110.1 9	全3会計	_	-
山北町	_	_	_		11.8 6	11.3 ⑦	98.3 12	109.7 10	全2会計	_	_
開成町	_	_	_	_	14.1 ③	15.4 ③		106.6 ①		_	_
箱根町	_	_	_	_	10.4 10	10.98	146. 2 4	159.3 ③	全3会計	-	_
真鶴町	_	-	_	-	11.7 7	10.6 10	182.9 ②	188. 7 ②	全2会計	_	
湯河原町	_	_	_	_	10.2 1	10.79	113.1 9	130.1 6	全3会計	-	_
愛川町	_	_	_		2. 1 32	3.6 30	- -		全2会計	-	_
清川村	-	-	_	-	0.0 33	1. 1 33			全2会計	_	-
町村平均	_	_	_	_	8. 1	8. 3	91.8	98.8		_	_
市町村平均 (除政令市)	ı	-	_	-	7. 3	7. 6	81.8	85. 7		_	-
全市町村	_	-	_	-	8.0	8. 2	89.5	94. 6	NEUTO	- 担人は	- で記載

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、0以下の比率は存在しないため、0以下になった場合は一で記載 している。

注2 平均はすべて単純平均であるが、比率が存在しない団体がある場合は、これを除外して算出している。

注3 実質公債費比率及び将来負担比率は、この表では総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てたものを記載している。

注4 資金不足比率の欄には資金不足比率が発生した会計名を記載している。

注5 平成19年度の横浜市公営企業会計は13会計であった。平成20年度より1会計を公営企業会計より一般会計等に分類し直している。

注6 平成19年度の横須賀市公営企業会計は4会計であったが、平成20年度中に1会計が廃止されている。

注7 順位が○数字の団体は県平均を上回っている団体。なお、同率の場合は本来存在する小数点第2位以下の数値で順位を判定している。

用 語 の 解 説

〇 普通会計

地方公共団体が設置する様々な会計を、団体間の比較や時系列比較を可能とするため、 全国共通のルールに基づき、一般会計とその他特別会計を区分し直した地方財政統計上の 会計区分。

なお、公営事業会計に属する、公営企業会計(水道・交通・病院・下水道等)、収益事業会計(競馬・競輪・競艇等)、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等は、普通会計から除かれる。

〇 決算規模

普通会計においては、歳入総額及び歳出総額、公営企業会計においては、普通会計の 歳出総額に相当する額をいう。

- 法適用企業 =経常費用-減価償却費+資本的支出
- 法非適用企業=総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金

〇 形式収支

歳入総額-歳出総額

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額。その年度内に収入された現金(前年度からの 繰越金を含む)と支出した現金との差額。

〇 実質収支

形式収支(歳入歳出差引額)から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた後の純剰余金 又は純損失のこと。

家計に例えれば、前年からの繰越金と今年の収入から、今年の支出と翌年に支払うこと となる経費を引いた後の、手元に残ったお金のこと。

〇 単年度収支

当年度の実質収支ー前年度の実質収支

実質収支には過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれているので、その影響を除いた 当該年度のみの収支であり、実質収支の前年度からの増減を示す。

家計に例えれば、前年からの繰越し等を除いた、その年のみの収入と支出の差。

〇 実質単年度収支

単年度収支+財政調整基金積立額-財政調整基金取崩額+地方債繰上償還額

単年度収支から、実質的な赤字・黒字要素を加減したもので、当該年度の実質的な収支を把握するための指標。

家計に例えれば、貯金の出し入れや、ローンの繰り上げ返済がなかったものとして計算 した、収支を実質的に表す数字。

〇 経常収支比率

経常的経費充当一般財源等÷ (経常一般財源総額+減収補てん債(特例分)+臨時財政対 策債)

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合で、財政の弾力性の指標。

家計に例えれば、毎月の給料が、食費、光熱費及びローンなど経常的な支払いにどの程度充てられているかを表すもの。

〇 公債費負担比率

公債費充当一般財源等÷一般財源等収入額

一般財源(財源の使途が特定されず、どのような経費にでも使用できる財源)の総額に対する、公債費の支出に必要な一般財源の割合。この率が高いほど、財政運営上の硬直性の高まりを示している。

家計に例えれば、ローンの支払いに充てられる給料の割合。

〇 起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費 に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税措置分を除く。)に充当された一般 財源の標準財政規模(普通交付税において算入された公債費を除く。)に対する割合で、過去3年間の平均値。

なお、起債制限比率が20%以上で実質公債費比率が25%以上の市町村については、一定 の地方債の発行が制限される。

〇 義務的経費

支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な経費(人件費、扶助費、公債費)

〇 公債費

借入金である地方債の返済等に必要な経費

〇 扶助費

社会保障の一環として、生活困窮者や児童、高齢者などに対し、法令や地方公共団体の 条例等に基づき支給する経費

〇 投資的経費

道路や公園、学校等の社会資本の整備に支出される経費(普通建設事業費、災害復旧事業費)

〇 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額に 地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を合 算したもの。

純損益・実質収支

- ・ 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業は実質収支による。なお、収支が0の場合は黒字としている。
- · 純損益 =総収益(=営業収益+営業外収益+特別利益)-総費用(=営業費用+営業 外費用+特別損失)
- 実質収支=(総収益-総費用)+(資本的収入-資本的支出)-積立金+前年度からの 繰越金-前年度繰上充用金+収益的収支に充てた地方債+収益的収支に充てた他会計 繰入金

〇 公営企業

地方公共団体が行う事業のうち、主として、その経費を当該事業に伴う収入をもって 経営する事業で、法適用企業と法非適用企業に分類される。

〇 法適用企業

地方公営企業法を適用し、収支を債権・債務の発生でとらえる発生主義による企業会 計方式で経理を行う企業。

〇 法非適用企業

地方公営企業法を適用せず、収支を実際の現金収支規模でとらえる現金主義による官 庁会計方式を用い、かつ、特別会計方式で経理を行う企業。

〇 基準内繰入金

地方公営企業法第17条の2及び「平成19年度の地方公営企業繰出金について」(平成19年4月20日付け総務省自治財政局長通知)に基づいて算定されたものであり、下水道事業における雨水処理負担金など、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当ではない経費等に対する一般会計等からの繰入金をいい、これ以外の繰入金を基準外繰入金という。

〇 建設投資額

資本的支出の建設改良費をいう。

〇 累積欠損金

法適用企業で、営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立 金、資本剰余金等により補てんが出来なかった各事業年度の損失(赤字)額が累積された ものをいう。

〇 不良債務

法適用企業において、貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を差し引いた額)を超える額をいう。

〇 公的資金補償金免除繰上償還

過去に高金利で借り入れた地方債の利子負担の軽減を図るため、平成19年度から21年 度までの臨時特例措置として、補償金(将来の支払利息相当額)を免除した繰上償還を認 める制度をいう。

なお、この制度を活用するには、行政改革の実施などを盛り込んだ財政健全化計画等を策定し、国の承認を受けることが必要となる。

〇 一般会計等

「一般会計等」とは、「一般会計」に一部の「特別会計(公営企業会計を除く公営事業会計)」を加えた会計区分をいう。

この「特別会計(公営事業会計)」とは、使途を特定した歳入の経理を明確化するために一般会計とは区分して設置されたものであり、原則として、貸付金返納や使用料など、その事業における収入をもって事業を実施している会計をいう。

「公営企業会計」とは、特別会計(公営事業会計)のうち、地方公営企業法を適用する 「法適用企業」となる特別会計及び「法非適用企業」に区分される会計をいう。

なお、財政健全化法における「一般会計等」は、「普通会計」に近似した概念での会計区分であるが、「普通会計」は特別会計の事業単位で「一般会計」に連結する区分の方法を採っており、同法に基づく財政指標の「一般会計等」は、特別会計単位で「一般会計」に連結する方法を採るといった相違がある。

そのため、市町村の会計の設置形態によっては、「一般会計等」と「普通会計」とで差異が生じる場合もある。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 健全化判断比率・資金不足比率市町村別個票

	市町村名			^° -ジ	Ī	市町村名	1	へ [°] ージ
横	沙	Ę	市	10	葉	Щ	町	29
Ш	峭		市	11	寒	Ш	町	30
横	須	賀	市	12	大	磯	町	31
平	撑	蒙	市	13	1	宮	町	32
鎌	倉	1	市	14	中	井	町	33
藤	Ý	7	市	15	大	井	町	34
小	田	原	市	16	松	田	町	35
茅	ケ	崎	市	17	山	北	町	36
逗	Ŧ	-	市	18	開	成	町	37
相	模	原	市	19	箱	根	町	38
\equiv	洧	Ħ	市	20	真	鶴	町	39
秦	里	F	市	21	湯	河 原	町	40
厚	7	t	市	22	愛	Ш	町	41
大	禾	П	市	23	清	Ш	村	42
伊	勢	原	市	24				
海	老	名	市	25				
座	引	目	市	26				
南	足	柄	市	27				
綾	滩	質	市	28				

横浜市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
	平成20年度比率	_	_	20. 2	261. 1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11. 25	16. 25	25. 0 (18. 0)	400.0
<i>y</i> ,	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	792, 117, 300
比 率	② 一般会計等実質収支	1, 091, 044
連結実質	③ 標準財政規模	792, 117, 300
赤字比率	④ 連結実質収支	40, 305, 848
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	22. 1
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	19. 5
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	19. 1
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	3, 984, 070, 167
将来負担	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込 等)	2, 222, 360, 054
比 率	⑩ 標準財政規模	792, 117, 300
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	117, 409, 464

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が10億91百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、市債金会計、母子寡婦福祉資金会計、勤労者福祉共済事業費会計、公害被害者 救済事業費会計、公共事業用地費会計及び新墓園事業費会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 国民健康保険事業費会計では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では403億6百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計、後期高齢者医療事業費会計、老人保健医療事業費会計、自動車駐車場事業費会計、交通災害共済事業費会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車事業会計、高速鉄道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、埋立事業会計、港湾整備事業費会計、中央卸売市場費会計、中央と畜場費会計、風力発電事業費会計及び市街地開発事業費会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」を上回る 比率となっている。
- ・ なお、横浜市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算 入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び退職手当 負担見込額などの将来負担額が、都市計画税や基金などの充当可能財源等を大きく上回っているが、将来負担比率は 早期健全化基準を下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 经常健全化基準
水道事業会計	79, 417, 407	▲ 22, 213, 414	_	
工業用水道事業会計	2, 730, 763	▲ 1,839,280		
自動車事業会計	20, 690, 080	▲ 3, 073, 518		
高速鉄道事業会計	36, 829, 753	_		
下水道事業会計	114, 608, 444	▲ 17, 971, 975		
病院事業会計	29, 975, 131	▲ 1, 255, 482		20.0
埋立事業会計	391, 404, 683	_		20.0
港湾整備事業費会計	1, 892, 735	▲ 551, 911	_	
中央卸売市場費会計	2, 381, 320	▲ 201, 037		
中央と畜場費会計	322, 398	▲ 128, 638		
風力発電事業費会計	58, 128	▲ 43, 073		
市街地開発事業費会計	42, 975, 865	_	_	

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

川 崎 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 2/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	10 01 110 01
	平成20年度比率	-	_	15. 6	133. 9
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11. 25	16. 25	25. 0 (18. 0)	400.0
<i>></i> J	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	311, 395, 290
上 率	② 一般会計等実質収支	1, 430, 490
連結実質	③ 標準財政規模	311, 395, 290
赤字比率	④ 連結実質収支	26, 600, 959
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	17.8
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	15.8
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	13. 1
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	1, 310, 135, 045
将来負担	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込 等)	950, 502, 999
比 率	⑩ 標準財政規模	311, 395, 290
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	42, 873, 392

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が14億30百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公害健康被害補償事業特別会計、勤労者福祉共済事業特別会計、墓地整備事業特別会計、公共用地先行取得等事業特別会計及び公債管理特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では266億1百万円 の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業会計、老人保健医療事業特別会計、介護老人保健施設事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車運送事業会計、高速鉄道事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る 比率となっている。
- ・ なお、川崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算 入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
病院事業会計	27, 964, 122	▲ 1, 508, 531		
下水道事業会計	36, 242, 730	▲ 164, 479		
水道事業会計	30, 170, 382	▲ 15, 340, 969		
工業用水道事業会計	7, 927, 487	▲ 5, 483, 570		
自動車運送事業会計	7, 715, 424	▲ 783, 533		20.0
高速鉄道事業会計	1	▲ 40, 290		
卸売市場事業特別会計	949, 396	1	_	
港湾整備事業特別会計	871, 132	▲ 26, 182	_	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	309, 430	▲ 373, 476	_	

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

横須賀市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	
	平成20年度比率	_	_	5. 2	83. 2
参考	早期健全化基準(地方債許可移行基準)	11. 25	16. 25	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	80, 960, 261
比 率	② 一般会計等実質収支	3, 803, 227
連結実質	③ 標準財政規模	80, 960, 261
赤字比率	④ 連結実質収支	12, 685, 754
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 2
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 4
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.8
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	255, 590, 654
将来負担	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込 等)	197, 799, 426
比 率	⑩ 標準財政規模	80, 960, 261
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11, 520, 462

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が38億3百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、特別会計公園墓地事業費、特別会計母子寡婦福祉資金貸付事業費、特別会計 公債管理費が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 特別会計老人保健医療費では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では126億86百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、特別会計国民健康保険費、特別会計介護保険費、特別会計後期高齢 者医療費、特別会計老人保健医療費、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく 下回る比率となっている。
- ・ なお、横須賀市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	10, 598, 904	▲ 4, 153, 700	_	
下水道事業 (公共下水道事業)	9, 634, 030	▲ 969, 875	_	20.0
病院事業会計	14, 266, 190	▲ 1,028,551	_	

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

平 塚 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 2/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		_	_	5. 1	16. 5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11. 25	16. 25	25. 0 (18. 0)	350. 0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	51, 197, 812
上 率	② 一般会計等実質収支	3, 045, 228
連結実質	③ 標準財政規模	51, 197, 812
赤字比率	④ 連結実質収支	6, 464, 425
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 9
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 3
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.1
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	112, 917, 065
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	105, 424, 065
比 率	⑩ 標準財政規模	51, 197, 812
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	5, 815, 682

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が30億45百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか都市施設用地取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では64億64百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水産物地方卸売市場事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- ・ なお、平塚市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

・ 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額な どの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来 負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
病院事業会計	8, 834, 390	▲ 1, 596, 587	_	
水産物地方卸売市場事業特別会計	6, 809	▲ 2,071	-	20. 0
下水道事業特別会計	5, 946, 458	▲ 293, 874	-	
農業集落排水事業特別会計	-	▲ 15, 930	_	

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

鎌倉市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
平成20年度比率		-	_	3.8	56. 0
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準	1 1 61	16. 51	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	37, 948, 650
上 率	② 一般会計等実質収支	1, 484, 156
連結実質	③ 標準財政規模	37, 948, 650
赤字比率	④ 連結実質収支	2, 106, 058
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 5
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.0
比率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.9
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	103, 049, 701
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	84, 040, 440
比 率	⑩ 標準財政規模	37, 948, 650
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4, 033, 145

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が14億84百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質 収支全体では21億6百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計が含まれる。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下 回る比率となっている。
- ・ なお、鎌倉市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算 入している。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4	比 率	参考
	①	②	②/①	経営健全化基準
下水道事業特別会計	2, 669, 863	▲ 138, 961	-	20.0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

藤沢市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区	分	実質赤字比率 2/①	連結実質赤字比率 4/3※2		将来負担比率 (8-9)/(10-11)
	平成20年度比率		-	-	8. 4	45. 7
参考		基 全 化 基 準 許可移行基準)	11. 25	16. 25	25. 0 (18. 0)	350. 0
少与	財政	再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	81, 186, 383
上 率	② 一般会計等実質収支	6, 164, 125
連結実質	③ 標準財政規模	81, 186, 383
赤字比率	④ 連結実質収支	12, 337, 123
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	10. 4
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7. 7
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	7. 1
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	172, 503, 889
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	139, 402, 431
比 率	⑩ 標準財政規模	81, 186, 383
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	8, 829, 092

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 1 た

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が61億64百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、墓園事業費特別会計、北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計、柄沢 特定土地区画整理事業費特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 老人保健事業費特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結実質収支全体では123億37百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費特別会計、老人保健事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、湘南台駐車場事業費特別会計、競輪事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、下水道事業費特別会計、市民病院事業会計、地方卸売市場事業費特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく 下回る比率となっている。
- ・ なお、藤沢市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)を公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来 負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
下水道事業費特別会計	7, 082, 907	▲ 818, 805	_	
市民病院事業会計	14, 030, 727	▲ 3, 183, 729	-	20.0
地方卸売市場事業費特別会計	113, 227	0	_	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

小 田 原 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	
平成20年度比率		-	_	12. 6	90. 2
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.52	16. 52	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	37, 743, 290
上 率	② 一般会計等実質収支	1, 997, 263
連結実質	③ 標準財政規模	37, 743, 290
赤字比率	④ 連結実質収支	5, 832, 063
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	13. 5
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	13. 7
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	109, 839, 762
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	79, 675, 084
比 率	⑩ 標準財政規模	37, 743, 290
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4, 321, 835

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が19億97百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、宿泊等施設事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実 質収支全体では58億32百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療施設事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計、小田原城天守閣事業特別会計、下水道事業特別会計、公設地方卸売市場事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る 比率となっている。
- なお、小田原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等 負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等 が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	2, 717, 396	▲ 2, 343, 483	-	
病院事業会計	8, 604, 245	▲ 577, 484	_	
小田原城天守閣事業特別会計	158, 729	▲ 41,846	_	20.0
下水道事業特別会計	4, 080, 905	▲ 152, 951	_	
公設地方卸売市場事業特別会計	102, 986	▲ 7,532	_	

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

茅 ヶ 崎 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
平成20年度比率		-	-	4. 6	18. 1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11. 47	16. 47	25. 0 (18. 0)	350. 0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	39, 573, 036
上 率	② 一般会計等実質収支	1, 949, 275
連結実質	③ 標準財政規模	39, 573, 036
赤字比率	④ 連結実質収支	7, 525, 860
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	4. 7
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	4.7
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.3
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	90, 726, 203
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	84, 364, 469
比 率	⑩ 標準財政規模	39, 573, 036
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4, 483, 735

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が19億49百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では75億26百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢 者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、茅ヶ崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 <u>①</u>	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
病院事業会計	8, 057, 603	▲ 4, 682, 140	_	20. 0
下水道事業特別会計	4, 032, 875	▲ 250, 673	_	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

逗 子 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
平成20年度比率		-	_	4. 4	84. 8
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13. 12	18. 12	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	11, 504, 945
上 率	② 一般会計等実質収支	614, 004
連結実質	③ 標準財政規模	11, 504, 945
赤字比率	④ 連結実質収支	1, 151, 075
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	4.7
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.8
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	28, 141, 366
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	19, 445, 617
比 率	⑩ 標準財政規模	11, 504, 945
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1, 251, 758

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が6億14百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では11 億51百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく 下回る比率となっている。
- ・ なお、逗子市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4	比 率	参考
	①	②	②/①	経営健全化基準
下水道事業特別会計	1, 177, 788	▲ 30, 045	-	20. 0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

相 模 原 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤)+⑥)+(7))/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
平成20年度比率		-	_	5. 0	41.8
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11. 25	16. 25	25. 0 (18. 0)	350. 0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	128, 976, 473
上 率	② 一般会計等実質収支	5, 053, 969
連結実質	③ 標準財政規模	128, 976, 473
赤字比率	④ 連結実質収支	7, 293, 711
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 5
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 2
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4. 4
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	310, 425, 470
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	261, 290, 617
比 率	⑩ 標準財政規模	128, 976, 473
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11, 600, 433

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が50億54百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では72 億94百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び直営診療勘定)、老人保健 医療事業特別会計、自動車駐車場事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事 業特別会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく 下回る比率となっている。
- ・ なお、相模原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位: 千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	10, 267, 232	▲ 460, 916	_	
簡易水道事業特別会計	16, 411	▲ 19, 944	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	3, 292	▲ 7,679	-	

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

三 浦 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤)+⑥)+(7))/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
平成20年度比率		-	-	8. 3	163. 7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13. 40	18. 40	25. 0 (18. 0)	350. 0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	9, 613, 818
上 率	② 一般会計等実質収支	153, 869
連結実質	③ 標準財政規模	9, 613, 818
赤字比率	④ 連結実質収支	559, 764
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	8. 7
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	8.0
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	8.3
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	36, 662, 549
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	22, 839, 255
比 率	⑩ 標準財政規模	9, 613, 818
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1, 170, 774

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が1億54百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 病院事業会計では資金不足が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億60 百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者 医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計、市場事業特別会計、公共下水道事業特別 会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、三浦市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び退職手当 負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にある ため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	1, 941, 284	231, 688	11. 9	
水道事業会計	1, 304, 020	▲ 578, 461	_	20.0
市場事業特別会計	362, 539	0	_	20.0
公共下水道事業特別会計	230, 862	0	_	

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- ◆ 病院事業会計は、流動資産等に対し流動負債が超過しているため資金不足額が2億32百万円生じている。その結果、資金不足比率が11.9%となった。
- ◆ 水道事業会計、市場事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の3会計については、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は計上されない。

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

秦野市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区分	実質赤字比率 2/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		-	_	7. 2	77. 5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.88	16. 88	25. 0 (18. 0)	350. 0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	28, 478, 888
上 率	② 一般会計等実質収支	1, 304, 830
連結実質	③ 標準財政規模	28, 478, 888
赤字比率	④ 連結実質収支	3, 058, 220
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	8.2
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.3
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	78, 556, 425
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	59, 095, 839
比 率	⑩ 標準財政規模	28, 478, 888
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	3, 396, 491

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が13億5百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では30 億58百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人医療特別会計、介護保険事業特別 会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- ・ なお、秦野市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び 設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税などの充当可能財源等が相当 程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	2, 011, 354	▲ 1, 690, 211	-	20. 0
下水道事業特別会計	2, 041, 102	▲ 989	ı	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

厚 木 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	
平成20年度比率		_	_	5. 7	55. 8
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11. 25	16. 25	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数値】 (単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	51, 216, 868
比 率	② 一般会計等実質収支	2, 127, 886
連結実質	③ 標準財政規模	51, 216, 868
赤字比率	④ 連結実質収支	4, 398, 344
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5.8
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 6
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 9
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	91, 136, 094
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	65, 226, 746
比 率	⑩ 標準財政規模	51, 216, 868
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4, 787, 244

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が21億28百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では43億 98百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療 事業特別会計、老人保健医療特別会計、自動車駐車場事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、病院事業会計、公 共下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、厚木市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市 計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下 回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
病院事業会計	5, 272, 095	▲ 1, 666, 413	_	20. 0
公共下水道事業特別会計	3, 728, 897	▲ 227, 313	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

大 和 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		_	-	8. 7	58. 3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.46	16. 46	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40. 00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	39, 965, 419
上 率	② 一般会計等実質収支	2, 139, 396
連結実質	③ 標準財政規模	39, 965, 419
赤字比率	④ 連結実質収支	3, 830, 258
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	10.7
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	8.6
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6. 9
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	93, 361, 268
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	72, 806, 289
比 率	⑩ 標準財政規模	39, 965, 419
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4, 755, 412

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が21億39百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、渋谷土地区画整理事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実 質収支全体では38億30百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療 事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく 下回る比率となっている。
- なお、大和市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位: 千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
病院事業会計	7, 363, 585	▲ 1, 428, 947	_	20. 0
下水道事業特別会計	3, 207, 752	▲ 122, 258	_	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

伊 勢 原 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤)+⑥)+(7))/3※1	
平成20年度比率		_	-	6. 1	94. 7
参考	早期健全化基 ² (地方債許可移行基準	12. 54	17. 54	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	19, 035, 180
上 率	② 一般会計等実質収支	693, 103
連結実質	③ 標準財政規模	19, 035, 180
赤字比率	④ 連結実質収支	1, 328, 581
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	6. 2
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	6. 4
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 6
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	49, 560, 666
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	33, 230, 821
比 率	⑩ 標準財政規模	19, 035, 180
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1, 800, 006

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が6億93百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では13億29百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、駐車場事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく 下回る比率となっている。
- ・ なお、伊勢原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1, 374, 390	▲ 87, 845	_	20. 0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

海老名市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		_	-	2. 7	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.07	17. 07	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	25, 176, 497
上 率	② 一般会計等実質収支	826, 037
連結実質	③ 標準財政規模	25, 176, 497
赤字比率	④ 連結実質収支	1, 750, 672
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	3.0
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	2.8
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2. 1
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	31, 798, 923
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	37, 758, 559
比 率	⑩ 標準財政規模	25, 176, 497
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2, 084, 113

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が8億26百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では17億51百万円 と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下 回る比率となっている。
- ・ なお、海老名市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額及び公営企業債に係る負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市 計画税などの充当可能財源等が上回った(上記表中®<®)ため、将来負担比率が計上されない。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1, 874, 788	▲ 171, 224	-	20. 0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

座 間 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤)+⑥)+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		-	-	9. 3	70. 2
参考	早期健全化基 (地方債許可移行基	準 準) 12.40	17. 40	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基	準 20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	21, 041, 852
上 率	② 一般会計等実質収支	714, 408
連結実質	③ 標準財政規模	21, 041, 852
赤字比率	④ 連結実質収支	3, 014, 984
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	9.6
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.3
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9. 1
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	51, 136, 704
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	38, 041, 360
比 率	⑩ 標準財政規模	21, 041, 852
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2, 401, 561

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が7億14百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では30億15百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療保険事業特別会計、老人保健特別会計、水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく 下回る比率となっている。
- ・ なお、座間市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画 税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下 回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業特別会計	1, 578, 779	▲ 1, 981, 872	-	20. 0
公共下水道事業特別会計	1, 501, 315	▲ 128, 493	_	20.0

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

南足柄市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	
平成20年度比率		_	_	5. 7	118. 5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13. 51	18. 51	25. 0 (18. 0)	350.0
少 勺	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【**算定参考数値**】 (単位:千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	9, 064, 007
比 率	② 一般会計等実質収支	551,600
連結実質	③ 標準財政規模	9, 064, 007
赤字比率	④ 連結実質収支	2, 191, 275
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	6.0
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	28, 462, 699
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	18, 762, 773
比 率	⑩ 標準財政規模	9, 064, 007
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	881, 111

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が5億52百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、教育基金事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では21億91百万円 と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、訪問看護ステーション事業特別会計、介護保険事業特別会計、通所介護事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- ・ なお、南足柄市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

 地方債現在高のほか、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当 負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にある ため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	675, 912	▲ 1, 400, 169	_	20. 0
下水道事業特別会計	667, 836	▲ 94, 032	ı	20.0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

綾 瀬 市

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 :	分	実質赤字比率 2/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
平成20年度比率		-	-	10. 5	112. 3	
参考	早 期 健 全 / (地方債許可移	化 基 準 8行基準)	12.69	17. 69	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生	基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	16, 216, 975
上 率	② 一般会計等実質収支	718, 951
連結実質	③ 標準財政規模	16, 216, 975
赤字比率	④ 連結実質収支	864, 003
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	9.8
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.9
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	47, 110, 472
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	31, 156, 618
比 率	⑩ 標準財政規模	16, 216, 975
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2, 017, 369

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が7億19百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- · 一般会計等には、一般会計のほか、深谷中央特定土地区画整理事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では8億64百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」を下回る比率となっている。
- なお、綾瀬市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び設立法人等の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 格営健全化基準
下水道事業特別会計	1, 248, 508	1 0,000	_	20. 0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

葉 山 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		-	-	2. 1	4. 7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準	1/1 1/1	19. 21	25. 0 (18. 0)	350. 0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	6, 550, 222
比 率	② 一般会計等実質収支	575, 526
連結実質	③ 標準財政規模	6, 550, 222
赤字比率	④ 連結実質収支	926, 270
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	2.7
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	1.4
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.0
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17, 619, 384
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	17, 336, 772
比 率	⑩ 標準財政規模	6, 550, 222
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	660, 290

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が5億76百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億26百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- ・ なお、葉山町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位: 千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4	比 率	参考
	①	②	②/①	経営健全化基準
下水道事業特別会計	195, 841	▲ 59,848	-	20. 0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

寒川町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
	平成20年度比率	-	-	5. 4	74. 4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13. 28	18. 28	25. 0 (18. 0)	350.0
少 与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	10, 311, 587
上 率	② 一般会計等実質収支	603, 595
連結実質	③ 標準財政規模	10, 311, 587
赤字比率	④ 連結実質収支	1, 010, 239
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 7
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 2
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 2
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	24, 315, 636
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	17, 483, 571
比 率	⑩ 標準財政規模	10, 311, 587
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1, 138, 300

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した。

【各指標の解説】

◆ 宝質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が6億4百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、用地取得事業特別会計が含まれる。

|◆ 連結実質赤字比率|

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では10億1千万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健事業 特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく 下回る比率となっている。
- ・ なお、寒川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4	比 率	参考
	①	②	②/①	経営健全化基準
下水道事業特別会計	620, 993	▲ 28, 030	-	20. 0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

大 磯 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 2/1	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		-	_	11. 4	126. 5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14. 26	19. 26	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	6, 428, 954
上 率	② 一般会計等実質収支	224, 116
連結実質	③ 標準財政規模	6, 428, 954
赤字比率	④ 連結実質収支	484, 351
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	12.0
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	10.9
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	17, 887, 621
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	10, 641, 014
比 率	⑩ 標準財政規模	6, 428, 954
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	702, 719

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が2億24百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億84百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位: 千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4	比 率	参考
	①	②	②/①	経営健全化基準
下水道事業特別会計	130, 359	▲ 21,530	-	20. 0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

二 宮 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		-	-	5. 8	123. 4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14. 74	19. 74	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	5, 422, 818
比 率	② 一般会計等実質収支	325, 150
連結実質	③ 標準財政規模	5, 422, 818
赤字比率	④ 連結実質収支	492, 288
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	6. 1
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 5
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5. 7
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	15, 014, 719
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	9, 104, 903
比 率	⑩ 標準財政規模	5, 422, 818
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	633, 741

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が3億25百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億92百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別 会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計である

◆ 実質公債費比率

・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模	資金不足額※4	比 率	参 考
	①	②	②/①	経営健全化基準
下水道事業特別会計	152, 873	▲ 11, 796	-	20. 0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

中 井 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区分		実質赤字比率 2/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
平成20年度比率		_	-	13. 1	43. 0	
参考	早 期 健 全 化 (地方債許可移行		15. 00	20.00	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生	基 準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	3, 465, 173
上 率	② 一般会計等実質収支	311, 142
連結実質	③ 標準財政規模	3, 465, 173
赤字比率	④ 連結実質収支	602, 627
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	15. 1
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	12.3
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	8, 152, 618
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	6, 835, 264
比 率	⑩ 標準財政規模	3, 465, 173
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	404, 762

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が3億11百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億3百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健事業 特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である

◆ 実質公債費比率

・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

◆ 将来負担比率

・ 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの 充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	275, 854	▲ 195, 788	_	20. 0
下水道事業特別会計	72, 534	▲ 58,003	_	20.0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

大 井 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区	分	実質赤字比率 2/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		-	-	6. 9	19. 1	
参考	1 //4 //	全 化 基 準 可移行基準)	15. 00	20.00	25. 0 (18. 0)	350.0
※ 2	財政再	生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	4, 355, 622
上 率	② 一般会計等実質収支	322, 304
連結実質	③ 標準財政規模	4, 355, 622
赤字比率	④ 連結実質収支	583, 472
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	7. 0
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7. 3
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6. 4
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	7, 014, 615
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	6, 259, 392
比 率	⑩ 標準財政規模	4, 355, 622
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	404, 478

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が3億22百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億84百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。

◆ 将来負担比率

公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの 充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	232, 285	▲ 113, 075	-	20. 0
下水道事業特別会計	227, 825	▲ 35, 797	_	20.0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

松 田 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		_	-	9. 0	105. 0
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	2, 749, 903
上 率	② 一般会計等実質収支	144, 914
連結実質	③ 標準財政規模	2, 749, 903
赤字比率	④ 連結実質収支	488, 020
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	8.1
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9. 2
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.6
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	6, 889, 321
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	4, 314, 751
比 率	⑩ 標準財政規模	2, 749, 903
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	298, 615

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が1億45百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、用地取得特別会計が含まれる。

|◆ 連結実質赤字比率

- ・ 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億88百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、寄簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの 充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4	比 率 ②/①	参 <u>考</u> 経営健全化基準
上水道事業会計	130, 405	▲ 267, 106	_	
寄簡易水道事業特別会計	21, 479	▲ 4,061	-	20.0
下水道事業特別会計	90, 129	▲ 17, 395	-	

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

山 北 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
	平成20年度比率	-	-	11. 8	98. 3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	3, 374, 866
比 率	② 一般会計等実質収支	190, 366
連結実質	③ 標準財政規模	3, 374, 866
赤字比率	④ 連結実質収支	660, 730
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	12. 3
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	9, 540, 878
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	6, 665, 131
比 率	⑩ 標準財政規模	3, 374, 866
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	450, 801

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が1億90百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、災害給付見舞事業特別会計、商品券特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 老人保健医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支 全体では6億61百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療 特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位: 千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	166, 638	▲ 402, 601	_	20. 0
下水道事業特別会計	227, 558	▲ 26, 429	_	20.0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

開 成 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	
平成20年度比率		-	_	14. 1	65. 1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15. 00	20.00	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	3, 831, 593
上 率	② 一般会計等実質収支	226, 114
連結実質	③ 標準財政規模	3, 831, 593
赤字比率	④ 連結実質収支	851, 209
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	15. 3
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	15. 4
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.4
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	7, 442, 484
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	5, 189, 546
比 率	⑩ 標準財政規模	3, 831, 593
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	375, 420

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が2億26百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、給食事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では8億51百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業 特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護予防サービス事業特別会計、足柄上郡介護認定審査会特別会計、水 道事業会計、下水道事業会計である。

◆ 実質公債費比率

・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る 比率となっている。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	174, 057	▲ 492, 064	_	20. 0
下水道事業特別会計	156, 158	▲ 33,895	-	20.0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

箱 根 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区	分	実質赤字比率 2/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(⑩-⑪)
	平成20年度比率		-	_	10. 4	146. 2
参考	1 //4 /-	全 化 基 準 可移行基準)	14. 21	19. 21	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再	生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	6, 553, 801
上 率	② 一般会計等実質収支	139, 917
連結実質	③ 標準財政規模	6, 553, 801
赤字比率	④ 連結実質収支	392, 440
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.7
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17, 469, 615
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	8, 923, 730
比 率	⑩ 標準財政規模	6, 553, 801
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	709, 972

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が1億40百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、育英奨学金特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 老人保健特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では3億92百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計、温泉特別会計である。

◆ 実質公債費比率

・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	406, 357	▲ 112, 354	_	
下水道事業特別会計	806, 139	▲ 49, 902	_	20.0
温泉特別会計	128, 384	▲ 16, 797	_	

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

真 鶴 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 2/1	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		-	_	11. 7	182. 9
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15. 00	20.00	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	1, 978, 607
上 率	② 一般会計等実質収支	42, 633
連結実質	③ 標準財政規模	1, 978, 607
赤字比率	④ 連結実質収支	175, 439
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.7
公 債 費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	12. 1
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	5, 874, 512
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	2, 594, 984
比 率	⑩ 標準財政規模	1, 978, 607
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	186, 128

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示 した

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が43百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計、土地取得特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億75百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び施設勘定)、介護保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。

◆ 将来負担比率

・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び一部事務組合に係る一般会計等負担 見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比 率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	237, 153	▲ 5,986	-	20. 0
下水道事業特別会計	9, 297	▲ 4,065	-	20.0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

湯河原町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	
	平成20年度比率	-	_	10. 2	113. 1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14. 71	19. 71	25. 0 (18. 0)	350.0
少与	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【**算定参考数値**】 (単位:千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	5, 469, 553
比 率	② 一般会計等実質収支	132, 922
連結実質	③ 標準財政規模	5, 469, 553
赤字比率	④ 連結実質収支	894, 725
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.6
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.8
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9. 1
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	14, 880, 664
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	9, 549, 854
比 率	⑩ 標準財政規模	5, 469, 553
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	758, 257

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が1億33百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業 会計の連結による実質収支全体では8億95百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計(保険事業勘定及び介護サービス事業勘定)、後期高齢者医療特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計、温泉事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、湯河原町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び設立法人の負債等に係る一般会計等 負担及び一部事務組合に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財 源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	409, 222	▲ 215, 029	_	
温泉事業会計	203, 081	▲ 240, 930	-	20.0
下水道事業特別会計	479, 440	▲ 11, 477	_	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

愛 川 町

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (8-9)/(10-11)
平成20年度比率		_	-	2. 1	-
参考-	早期健全化基準(地方債許可移行基準)	13. 43	18. 43	25. 0 (18. 0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40. 00	35. 0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位: 千円・%)

	区分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	9, 477, 804
上 率	② 一般会計等実質収支	622, 531
連結実質	③ 標準財政規模	9, 477, 804
赤字比率	④ 連結実質収支	1, 157, 336
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	4.9
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	1.9
上 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.3
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償 等)	14, 546, 253
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	15, 922, 919
比 率	⑩ 標準財政規模	9, 477, 804
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	951, 734

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が6億23百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では11 億57百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく 下回る比率となっている。
- ・ なお、愛川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として 算入している。

◆ 将来負担比率

地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画 税及び基金などの充当可能財源等が上回った(上記表中®<⑨)ため、将来負担比率が計上されない。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準	
水道事業会計	611, 297	▲ 427, 767	_	20. 0	
下水道事業特別会計	628, 251	▲ 12,008	-	20.0	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

清 川 村

■ 健全化判断比率

(単位:%)

	区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 4/3※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	
平成20年度比率		-	-	0.0	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15. 00	20.00	25. 0 (18. 0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35. 0	

^{※1} 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

【算定参考数值】

(単位:千円・%)

	区 分	金額
実質赤字	① 標準財政規模	1, 655, 805
上 率	② 一般会計等実質収支	83, 205
連結実質	③ 標準財政規模	1, 655, 805
赤字比率	④ 連結実質収支	131, 493
実 質	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	1. 4
公債費	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.5
比 率	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 1.0
	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	2, 254, 846
将来負担	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込 等)	4, 725, 563
比 率	⑩ 標準財政規模	1, 655, 805
	① 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	116, 724

^{※3} 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が83百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、ふれあいセンター事業特別会計が含まれる。

|◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じておらず、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億 31百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- ・ なお、比率の算定ルール上、臨時財政対策債や減税補てん債に係る元利償還金は、発行の有無にかかわらず発行可能額、起債上限額に基づく理論値で算入されるため、地方債の発行額が少なく公債費の決算額が少額である場合には、比率に負数が生じることがある。清川村は平成15年度以降地方債を発行していない。

◆ 将来負担比率

・ 公営企業債に係る負担見込額のほか、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額や地方債現在高などの将来負担額に対し、基金による充当可能財源等が上回った(上記表中®<®)ため、将来負担比率が計上されない。

■ 資金不足比率

(単位:千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参考 経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	62, 668	▲ 7,701	-	20.0
下水道事業特別会計	36, 766	▲ 7, 295	-	20.0

^{※4} 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

^{※2} 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。